

市政記者クラブ 様

令和 7 年 10 月 14 日

総務局職員部人事課
担当 平松 (972-2121)
観光文化交流局総務課
担当 谷 (972-3165)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	観光文化交流局の元担当課長が、本市が発注する観光プロモーションに係る業務委託に関し、令和 5 年 3 月 9 日から令和 6 年 12 月 6 日までの間、合計 11 回にわたり、発注先企業の担当者から現金 289,795 円の交付及び 143,325 円の返還免除による利益の供与を受けたとして収賄罪の容疑で逮捕され、令和 7 年 9 月 4 日に懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決を受けた事案について、管理監督責任を問うもの。	
管理監督責任	観光文化交流局部長 交通局長 [令和 4 年度当時：観光文化交流局長] 観光文化交流局長 [令和 5 年度及び令和 6 年度当時：観光文化交流局長]	戒告 市長文書訓戒 市長文書訓戒
処分年月日	令和 7 年 10 月 14 日 (火)	